

■第 1 回金浜地区復興まちづくりの会について

第 1 回金浜地区復興まちづくりの会の議題は以下の通りです。

詳細については、別添の当日配布資料をご参照ください。以下には、主な説明内容を記載します。

○アンケート結果の報告【資料 1】

平成 23 年 7 月 8 日から 7 月 26 日の期間で被災地及びその周辺の各世帯を対象に「復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査」を行いました。そのうち金浜地域分の分析結果についてご説明いたしました。詳細は配布資料をご覧ください。

○検討会の立ち上げについて【資料 2】

再びこのような深刻な被害を受けないよう、安心・安全に暮らすことができるまちを地区の皆さんで十分に議論していただくため、「検討会」を立ち上げて議論していただくことをご提案し、ご了承いただきました。

- ・金浜地区では、自治会、消防団等から選出された 14 名のメンバーで構成される「検討会」を組織し、検討を進めます。
- ・検討会で話し合われたことは、毎回、「地区復興まちづくり便り」で皆さんに検討状況を報告し、意見募集を行います。「地区復興まちづくり便り」は、市の広報誌に挟み込む形で皆さんに配布します。
- ・ある程度、計画がまとまった段階で「計画案内覧会」を地区の集会施設等で開催し、その場で計画案のご説明やご質問にお答えする他、ご意見をいただくこととしております。

○復興まちづくりの考え方、復興パターン案について【資料 3】

今後の検討会での検討のたたき台として、これまで市で検討してきた「復興まちづくりの考え方」と「復興パターン案」をご説明いたしました。金浜地区では 2 パターンをお示ししておりますので、配布資料をご覧ください。

■留意点

- ・検討のたたき台であり、この案のどれかに決めるというものではありません。
- ・移転先の土地所有者の承諾や土砂災害警戒危険区域等具体的な調査はしておりません。
- ・今後、国や県の方針決定や制度改正等により変わることがあります。

■復興パターン案の見方

- ・【非可住地】住宅を建てることはできませんが、工場や商店等の事業系建物や倉庫等は建設できる区域です。
- ・【構造規制等条件付可住地】構造を強化した頑丈な建物を建てることにより居住することができる区域です。
- ・【面的嵩上げ】地盤を面的に嵩上げし、住宅を建てることのできるようにする区域です。
- ・【移転候補地】高台等への移転先のイメージを示しています。
- ・【避難場所】地域防災計画等に位置付けられている代表的な避難場所を示しています。
- ・【津波避難ビル等】津波発生時に避難することができる強固な建物の配置を示しています。
- ・【防潮堤】過去に発生した 2 番目に大きい津波、明治三陸津波クラスに対抗する防潮堤を整備する予定です。

○復興まちづくりの手段・方法について【資料 4】

復興パターンに沿ったまちづくりの事業手段・手法についてご説明いたしましたので、配布資料をご覧ください。

※現行制度に沿った内容を記載しておりますが、要件緩和等制度改正が検討されております。

- ・宮古市は沿岸部一帯で大きな被害を受けており、市のお金だけで復興を進めることは難しいことから、国の補助制度を活用しながら事業実施を図ります。
- ・個別嵩上げや構造規制区域での再建には、現状で補助制度がありませんので、被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資制度の活用もご検討ください。

■皆さんからのご意見・ご提案

復興まちづくりについて	・ 国道 45 号を嵩上げしてほしい。 ・ J R 山田線を嵩上げして通行しやすくしてほしい。 ・ 非可住地となる場所に建物が建つ場合と建たない場合では、その背後の可住地への津波被害に違いが生じると思うのでシミュレーションをしてほしい。
-------------	--

■主なご質問と回答

防潮堤や道路等の施設について	Q：避難道路の嵩上げ高さは何メートルになるのか。	➡	A：今後、シミュレーションをして必要高さを検討していきます。
	Q：JR 山田線の下を大型車両が通れない場所がある。対策は検討しないのか。	➡	A：JR と線路が低い箇所の嵩上げができないか協議しており、嵩上げによりその下を大型車両が通れるようにしたいと考えています。
	Q：河川・水路の堤防は嵩上げを考えているのか。	➡	A：県に要望していきます。
復興まちづくりについて	Q：金浜から八木沢に抜ける道路の北側に民間業者による宅地開発の話があると聞いているが、市の考え方を教えてほしい。	➡	A：まだ具体的に業者から開発の事前協議がないのでお答えできませんが、申請があれば移転先としての活用の可否を検討するなど適切に対応します。
	Q：嵩上げ道路の山側を全部盛土してほしい。	➡	A：道路のみを嵩上げすることで安全性を高める案であり、その背後を盛土することは考えていません。
事業手法について	Q：移転先では、市の土地をずっと借りていなければならないのか。	➡	A：現在の制度ではそうなりますが、今後の制度改正の動向を踏まえて適切に対応していきます。
浸水区域内の土地、建物について	Q：高台移転の際に、元の土地をどのくらいの価格で買い取ってもらえるのか。	➡	A：現行制度では被災後の土地の評価額（時価）によることとなりますが、これを改正するよう県とも一緒になり国に要望しているところです。
	Q：可住地では建築許可はおりるのか。	➡	A：建築許可はありますが、今後のシミュレーション結果を踏まえながら建築を規制する区域の検討をしていきます。区域の確定までは建築行為を控えてください。